

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| I-1 理念が明文化されている。 | Ⓐ・b・c |
| I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。 | Ⓐ・b・c |
| I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。 | a・Ⓑ・c |
| I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。 | a・Ⓑ・c |
| I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 | Ⓐ・b・c |

評価所見

栃木市の全ての公立保育園では、理念として「子ども一人一人の人格を尊重し、すこやかな成長・発達を図る。保護者と地域と連携して、子育て・子育ての支援を行う。」、保育方針として「養護と教育が一体となった保育をとおして、豊かな人間性を育てる。色々な体験をとおして仲間関係の基礎を培い、生きる力を養う。保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支える。」、保育目標として「心身ともに健康な子ども・自分で考え行動する子ども・喜んで話したり聞いたりする子ども・人とかかわりの中で、相手を思いやる子ども・豊かな感性をもつ子ども・地域の中で育つ子ども」という統一した文言を掲げて、保育園の運営を行っている。こうした理念・保育方針・保育目標は、「いりふね保育園入園のしおり」・「保育手帳」（市で作成し公立保育園職員全員が所持）・保育課程等に明文化されており、園の事務室や各保育室にも掲示されている。

そうした理念等の周知について、職員は日常的に保育手帳で随時確認しているほか、保育内容が理念等に基づいて実践されているかどうか各種会議等の機会に振り返りを行っているが、今後更に徹底を図るための取り組みを行うことが期待される。

理念や保育目標等について、保護者には入園式後のクラス懇談会や保育参観等の機会を捉えて伝えているが、地域住民や関係機関等への周知の取り組みは十分とは言えない。

年齢別の年間指導計画・毎月の指導計画や児童票・保育日誌等の文書の中には、子ども一人ひとりの特性や特徴等をきちんと把握し、それをもとに子どもの人格を大切にしながら人権の尊重に配慮した保育を目指していることが記載されており、職員は共通理解を図りながら日常の保育に当たっている。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。 | Ⓐ・b・c |
| Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 | Ⓐ・b・c |

評価所見

子どもの健康管理は「年間保健計画」や健康管理に関するマニュアルに基づき行われている。毎朝一人ひとりの健康状態を保護者から聞き取り、内容を「朝の受付簿」に記載し、全職員への周知を図り日々の保育に反映させている。特に1・2歳児については毎日連絡帳を利用し保護者と密に連絡を取り合い、集団の状況に応じて個別の健康管理に取り組んでいる。また、子どもの既往症や予防接種状況等については常に保護者から情報を得られるように努め、個々の健康記録簿へ記載し保育に活かしている。

「食育活動計画」を作成し、“もぐもぐゴックンおいしいね”や“あの味この味パクパク”など年齢別に親しみのある目標を掲げ、食べ物に関心を持ち、食事を楽しめるよう取り組んでいる。子どもたちには、夏野菜を育てたり、観光農園に出かけ収穫の喜びを味わえる機会が設けられている。また、市の管理栄養士の指導を受け園長立会いのもとで調理員・保育士と一緒に、4歳児クラスでは食材の簡単な下ごしらえやクッキングの手伝い、5歳児クラスではフルーツパンやスイートポテト等の調理体験の場が設けられ、食に関する豊かな経験ができるよう配慮されている。食事は、静かな音楽が流れる中で友だちや保育士と楽しむ姿が見られた。調理員が毎日各クラスの食事の様子を見たり、声を掛けたりしている。

検食・喫食状況等が日々記録され、園内での給食会議や月に一度開催される保育課・管理栄養士・園長・調理員等による調理員会議において、食事についての見直しや改善に反映させる仕組みが構築されている。

年2回実施している健康診断・歯科健診の結果については、保護者や職員に伝達すると共に児童票の「健康診断票」に記載し、日々の保育に活かしている。特に健全な歯を維持し虫歯予防のために、3歳児クラスでは口すすぎを、4・5歳児クラスでは食後の歯磨きを実施している。

2 生活と発達の連続性

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。 | a・(b)・c |
| II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | (a)・b・c |
| II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。 | a・(b)・c |
| II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | a・(b)・c |

評価所見

子どもの最善の利益を第一に考え、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズム・特性を理解したうえで、働きかけや援助をどのようにしていくのか等を指導計画に示し保育に当たっている。今後は、個々の子どもの状況に配慮した丁寧な受容と援助が更に徹底できるよう、定期的な会議で検証しあう等全職員で共通認識を図る取り組みが望まれる。

特別支援保育においては、支援児が集団の中で安定して楽しく生活できるよう、特性に合わせた支援計画を作成し、職員が個別に関われるよう環境が整えられている。心理判定員らによる専門的な巡回相談・助言等を年2回のほか必要に応じて随時受けられる体制にあり、医療機関（自治医科大学病院）や療育施設（キッズホーム）とも連携し、保護者と個別連絡帳を毎日交換する中で相互理解を図りながら保育に当たっている。連絡帳には、支援児が保護者に園での様子や明日の予定を伝える等の内容が綴られていて、支援児が安心して園で生活している様子を知ることが出来る。各種記録からは、支援児だけでなく共に過ごす他の子ども達の育ちにも、互いに尊重し認め合う等の成長が見られることが窺える。また、保護者全体に対しても特別支援保育への取り組みについて個人情報に配慮しながら入園説明会の場で説明している。

長時間保育に当たっては、保護者と園双方において連絡もれのないよう朝夕の伝達事項を記

録し職員への周知を図っている。朝夕ともに25名前後の異年齢児が一緒に過ごし、年上の子は年下の子の面倒を見たりしながら楽しそうに遊ぶ姿が見られた。保育士は、様々な遊びができるよう玩具等を用意し、様子を見守りながら膝に座らせたり抱っこしたりして、一人ひとりの子どもと十分に関わられるよう心掛けている。今後は、長時間にわたる保育について指導計画等に位置づけ、ハード面での制約はあるものの、家庭的な雰囲気やくつろぎを作り出すための工夫等が望まれる。

保育サービスや保育所の変更にあたっては、子どもの状況等を口頭で丁寧に説明し、子どもの保育に連続性を持たせている。保育サービス終了後も同様に保育の継続性を確保するための対応策として、保護者が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、書面で保護者に伝える取り組みが期待される。

3 養護と教育の一体的展開

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | Ⓐ・b・c |
| II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 | Ⓐ・b・c |
| II-11 指導計画を適切に作成している。 | Ⓐ・b・c |
| II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | Ⓐ・b・c |
| II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。 | a・Ⓑ・c |
| II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a・Ⓑ・c |
| II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。 | Ⓐ・b・c |
| II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a・Ⓑ・c |
| II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。 | Ⓐ・b・c |
| II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | a・b・Ⓒ |
| II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | a・Ⓑ・c |
| II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | Ⓐ・b・c |
| II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。 | Ⓐ・b・c |

評価所見

保育課程は、保育所の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、平成21年度に公立保育園で統一して作成されたが、その後、いりふね保育園を取り巻く地域の実態等を考慮し、内容を見直し改定されてきた。現在、主任保育士会議で、更なる見直しに向け検討されている。

子どもの身体状況や生活状況、必要に応じた保護者の状況等について、定めた様式に基づい

て計画的にアセスメントを行い記録されている。

年間指導計画は、保育課程に基づき、当年度の子どもの様子を把握したうえで作成されている。月の指導計画は1・2歳児においては、子ども一人ひとりの特性や発達状況を見据えたうえで個別に作成されている。作成した指導計画については年度末及び月末・週末に評価・反省・見直しを行い、自らの保育実践について振り返り、次の計画作成に反映させたり保育の改善に活かしたりしている。年間指導計画は、保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な計画として捉えることが望ましく、今後予定している保育課程の見直しを受けて、具体的に検討していくうえで留意していただきたい。

提供する保育について、早番・遅番の手順や留意事項、保育場面の一部のマニュアルは作成されているが、保育するうえで職員が更に共通の認識を持って当たれるよう、子どもの発達に沿って行われる保育の方法・保育士の関わり・配慮事項等、基本的な事柄について示した包括的な標準的実施方法の文書化が望まれる。また、文書化された後は、標準的実施方法は組織として定期的に現状を検証し、必要な見直しを実施することが望まれる。

子どもの発達状況・保育目標・生活状況等の経過が記録要領に基づいて児童票や個別計画表に記載され、職員会議やケース会議の場で職員間の情報共有が図られている。

記録管理の責任者が設置され、子どもに関する記録の管理については、市の規定に基づき行われているが、建物や設備上の制約があり苦慮している様子が窺える。個人情報保護に関しては、通常の保育活動や児童及びその保護者に係る個人情報の使用範囲や目的等について、入園時に重要事項として説明し同意を得ている。情報開示についての取り組みには職員間での配慮が見られるが、保護者に対しても個人情報保護と同様に理解されるよう丁寧に説明することが望まれる。

子ども一人ひとりの状況や保護者支援のあり方について、定期的な職員会議・ケース会議等で検討され、出席できない職員には口頭・会議録等で全職員に周知し、情報の共有が図られている。

乳児保育（0歳児保育）は実施していないため、C評価となっている。

1・2歳児は、畳の部屋で混合保育（1歳児9名・2歳児8名）を実施している。おやつや食事等は、子ども達の年齢差が大きいいため年齢別のテーブルで摂っている。早番・遅番の保育にも利用する部屋なので、4～5名の保育士が常に連携して保育室の衛生面や整備に努めるとともに、特に安全面に配慮し怪我のないよう見守り援助する姿が窺えた。また、連絡ノートを日々活用し、保護者と連携しながら保健的な配慮に努めるとともに、随時年齢別の活動を取り入れる等の工夫もしている。しかしながら、食事・睡眠・おむつ交換・自由遊び等に加え、朝夕の保育室として一日中フル活用せざるを得ない施設状況の中では、それぞれの子ども達の発達を促すような探索活動を十分にさせたり、子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるような環境であるとは捉えにくい。

3歳以上児の保育においては、身の回りのことができるようになってきているかなど、個別に確認しながら基本的な生活習慣の定着に向けた取り組みが見られた。調査に入った12月時点で、3歳児クラスでは集団の中で他者への思いやりの心が持てるように、4歳児クラスでは集団の中で我慢することの大切さを身につけるように、5歳児クラスでは一定時間内で行動がとれるようにと、それぞれのねらいに沿って保育士が適切に関わるよう努めている姿が窺えた。また、保育参観や行事を通して、園での子どもの姿を保護者や地域の方々に知ってもらえるよう働きかけている。

就学を見通した年間指導計画に基づき、文字や数への関心を高める活動を自然な形で取り入れられている。また、年度後半はハンカチを使う習慣を身につけ、状況に応じた集団行動が取れるなど、就学への期待が高まり自信を持って生活や遊びを展開できるよう働きかけている。担当保育士には小学校教員との合同研修や相互職場交流を体験する場が設けられ、入学に際しては子どもの育ちを繋げていくために「保育要録」を学校に届けている。保護者に対しては、就学以降の子どもの生活について見通しが持てるよう、年長部会（5歳児クラス保護者会）で各種の情報を提供している。

4 環境を通して行う保育

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。 | a・(b)・c |
| II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。 | (a)・b・c |
| II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。 | a・(b)・c |
| II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。 | (a)・b・c |
| II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。 | (a)・b・c |

評価所見

園舎は築55年を経っており、施設の老朽化に伴い破損や故障が生じたり使い勝手が悪いこともあるため、その都度修繕や工夫をしながら物的環境の整備を図っているのが現状である。職員は個人用引き出しを使いやすく工夫したり、遊びが発展するように手製のキッチン台を作ったり、廊下の手洗い場には高さを調節する台を置いたり、夏には屋外に日除けシートやヨシズを設置するなど、一人ひとりの子どもが心地よく過ごせ遊び込めるよう取り組んでおり、安全・衛生の確保と環境保健への配慮に努めている。

健康で安全な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、自分でしようとする気持ちを大切にしながら、子どもの頑張りを認め、見守り励まし、援助し、自分で出来る喜びを味わわせている。朝夕は積極的に戸外遊びを取り入れ、好きな遊具や用具でのびのびと身体的な活動が出来るよう環境が整えられている。更に、朝の体操や、マラソン・縄跳び大会・リズム遊び・親子ふれあい教室など、様々な活動の機会を設けている。

子どもが自主的に遊べるよう遊具やおもちゃを豊富に用意しているものの、保育室の設計上、素材や用具を自由に取出して遊んだり、コーナー遊び等を楽しむための環境としては十分でなく、子どもの要望に沿ってその都度保育士が出し入れしている状況である。このような中、午前中のクラス別保育では「子どもたちの主体性を大切にしたいあそび」を目標に掲げ、友達との関係を広げたり、主体的に遊びを発展させたり、協同して活動ができるよう、年齢に応じて保育士が援助したり働きかけたりしている。また、長時間保育や朝夕の戸外での自由遊び等では、自然な形で異年齢児との交流が見られる。

保育室ではメダカやザリガニを飼い、園庭ではダンゴムシやカエル・アリなどの生き物に出会い、図鑑で正しい飼い方を学びながら観察したり、花壇では季節の花や夏野菜を育てることにより世話の仕方や栽培方法を学んだりしている。また、近隣への散歩を通して、地域の人々と話をしたり、5歳児クラスは地域の行事である「あそ雛まつり」で“こども太鼓演奏”を披露したり、近くの八百屋さんで実際にお金を持って買い物をして品物を家庭に持ち帰るなどの機会が設けられている。

絵本や紙芝居の読み聞かせは、一日の生活の中で「静かなあそび」として位置づけ、全クラスで毎日積極的に取り組んでいる。各保育室には年齢に応じた絵本などが用意され、子ども達は興味関心のある絵本を手にすることが出来るよう配慮されている。また、季節の歌などを年間計画に入れ、いろいろな歌に親しめるよう取り組んでおり、保育士は子どもの歌いたい曲を聞き即座に伴奏をするなど、日頃から共に歌を楽しんでいる様子が窺えた。手作り楽器や様々な楽器に触れる機会を設け、発表会では好きな楽器を選び合奏する楽しさを経験している。5歳児は法被や足袋を身につけ和太鼓演奏に取り組み、納涼祭や運動会・地域のおまつり・卒園式等の場で発表する機会が設けられている。保育室には様々な素材を使い折り紙や絵画の作品が展示されている。また4・5歳児クラスが“私の好きな野菜”をテーマに描いた絵を「とちぎアグリフェスタ」に応募したり、5歳児クラスでは最寄りの図書館主催の読書感想画展に応募して作品を展示してもらおうなど、園以外の場所でも発表する機会がある。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。 | ①・b・c |
| Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。 | ①・b・c |
| Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。 | a・②・c |
| Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。 | ①・b・c |

評価所見

「食育活動計画」の中で、「にこにこ笑顔でたのしく食べよう」という全体目標を掲げ、年齢別の目標も設けて、子どもが食に対して関心や興味を持てるよう図っている。保護者に対しては、入園時に「保育所給食の食品・食材」という資料を配付して家庭での食の状況を把握している。把握した内容によっては保護者と家庭での食生活について話し合い、その結果を管理栄養士にも伝えて食事の提供に反映するようにしている。また、毎月献立表（食育コーナーの欄が設けられている）を配布したり毎日の給食のサンプルを掲示するなど、保護者と連携しながら子どもの食生活の充実に向けた取り組みを行っている。

朝の受け入れ当番職員が、保護者からの連絡や相談等を聞き、他の職員にも伝えるようにして、内容によっては主任や園長が直接対応を行っている。また、連絡帳に子どもの生活状況を記載して情報交換を行うなど、職員は保護者との信頼関係を築くよう努めている。

入園式後の懇談会や保育参観等の機会に保護者からの相談を受けて対応したり、子育ての参考になる研修会（「ハッピー子育て講座」：市教委主催であるが、保育参観の機会に実施している）を開催している。また、納涼祭・保育参観・運動会の終了後に保護者アンケートを行い、要望・意見・提案等を把握してその内容を検討した上で次年度以降の運営に反映させており、アンケート結果も保護者に配付している。今後は、保育の様子を観るだけの保育参観に止まらず、保育参加等の手法により、保護者との共通理解を更に深めていく取り組みを行うことなども検討していただきたい。

「虐待対応マニュアル」は作成済みで、職員への周知も図られており、職員は保護者に対して積極的に声かけをして、子育てでストレス等を抱えていないか把握するよう心掛けている。また、子どもたちとの関わりの中で、体の状態や情緒の変化等に十分に気をつけて見ながら保育に当たっており、変化に気付いた時は職員間で確認し、必要に応じて関係機関等と連携を取る体制が整えられているなど、園全体で虐待防止や早期発見に努めている。

2 地域における子育て支援

| | 第三者評価結果 |
|---------------------------------------|---------|
| Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。 | a・②・c |
| Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。 | a・②・c |
| Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。 | a・②・c |
| Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。 | a・②・c |
| Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。 | a・②・c |
| Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a・②・c |

| | |
|--|-------|
| Ⅲ-1 1 関係機関等との連携が適切に行われている。 | ㉠・b・c |
| Ⅲ-1 2 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。 | ㉠・b・c |
| Ⅲ-1 3 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。 | ㉠・b・c |

評価所見

園周辺に子どもたちが散歩に出掛けた際に、地域住民や観光客と挨拶を交わしたり、納涼祭や運動会の開催を自治会長に通知して地域住民の参加を募り、子どもと参加者たちとの交流を行っている。また、年長児は、栃木市シニアクラブスポーツ大会に参加してお遊戯を披露したり、あそ雛まつりで太鼓演奏を披露するなどの取り組みが見られるが、今後は園自らが地域交流を広げるための働きかけを更に強めていくことが期待される。

本園が公立であることから、地域の福祉ニーズの把握やニーズに基づく事業・活動の展開及び園が有する機能を地域に還元する事業の取り組み等は、本来市行政担当課が主として担うものと考えられる。現在、園では保護者等からの意見・要望・苦情等を受けるために意見箱を設置しているが投書例がない。また、園長等が電話等による市民からの子育て相談に応じたりしているが、園として近隣の住民や関係機関・団体等からの保育ニーズを把握しようとする独自の取り組みとしては十分ではなく、園としての機能を地域住民に還元している事業も数少ない状況となっている。今後は、例えば近隣に住む親子を対象とした園庭開放や交流保育等、市担当課と協議の上で機能を還元する新たな事業を提供していくことが望まれる。

保育園の運営に必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法等については文書化されているが内容的に十分とは言えず、職員に周知する取り組みも今後強化していくことが期待される。

ボランティアとしては、今までに保育補助を希望する学生1名の受け入れ例がある。ボランティア受け入れに関する留意事項が作成されているが、マニュアルというには内容的に不十分であることから、今後マニュアルを充実し、各種ボランティアを社会資源の一つと捉えて保育活動の中に積極的に取り入れていくことも検討していくことが望まれる。

関係機関・団体との定期的な連携としては、幼保小連携事業として開催される各種研修会（全体・地域別・職員交流）への職員参加、こどもサポートセンターによる年2回の発達支援に関する巡回相談、健康増進課による5歳児発達相談等の例があり、そうした様々な関係機関との連携を活かしながら保育の実践に努めている。虐待の疑いを発見した場合は、市担当課とも協議の上児童相談所等に通報し、その後連携して対応していく体制が整えられている。

保育園の利用希望者に対しては、「保育園・認定こども園・小規模保育施設【入園案内】」（栃木市保健福祉部保育課作成）や「いりふね保育園のしおり」が市役所や園に用意されていて、園や担当課窓口及び電話での対応を行っている。利用希望者を対象に施設見学会を開催し、参加者に市内全施設の入園案内を配付して各園の運営内容を説明した上で、保護者の希望に合った保育園を選択するように勧めている。また、保護者が希望する場合は新入園児を対象とした体験保育を実施している。こうした手順を経過して入園内定になった子どもには一日入園の機会を設け、保護者に保育方針・行事・事前準備等を詳しく説明して、保育園の運営状況に対する理解を深め不安を軽減するように努めている。平成27年度からは、公立保育園全てにおいて、入園が内定した子どもの保護者に対して、園長が重要事項説明書の内容を丁寧に説明した上で、保護者から保育園利用についての同意書をもろう方法を取り入れている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。 | Ⓐ・b・c |
| IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。 | Ⓐ・b・c |
| IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。 | Ⓐ・b・c |
| IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。 | Ⓐ・b・c |
| IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 | Ⓐ・b・c |

評価所見

緊急時マニュアル・危機管理マニュアル・感染症マニュアル等が作成済みで、職員への周知も図られている。職員は、起こりうる事故等を想定して、職員会議・カリキュラム会議や園内研修等で役割分担の確認を図るとともに、職員間の意識統一に努めるなど、子どもの安全確保のための組織体制が整備され十分機能していることが窺える。

市としての災害時マニュアルの他に、職員で話し合って作成した園独自の対応マニュアル「いりふね保育園の水害の対応」が作成されている。本園敷地の東西に川があるため、職員は川の水位の上昇には常に気を配り、早めの判断と避難をすることを意識している。また、避難消火訓練年間計画を作成し、火災・地震・大雪・不審者侵入等様々な場面を想定して訓練を行っており、保護者の参加を得て引き渡し訓練も実施している。平成27年9月には豪雨により栃木市内の河川が氾濫し、本園も床上浸水の被害に遭い園の運営ができない状態となった。水害発生が夜間であったため子どもへの直接的被害はなかったものの、他の保育園に間借りして保育せざるを得ない状況となったが、市当局と園職員の復旧への意欲的な取り組みや、他保育園職員・保護者・地域住民等の支援・協力もあり、現在は従前どおりの運営が行われている。

職種毎の安全管理自主点検表があり、園長は園運営全般についてチェックし、クラス担任・業務員・調理員は様式に従い毎日チェックを行っている。また、年齢別の事故防止チェックリストを使って年2回全項目の点検を行い、保育時の危険な状況や園内の危険個所の再確認をして事故防止に努めている。職員は遊具や備品等の確認を日々行い、危険個所についてはすぐに改善しており、固定遊具については専門業者による点検を依頼していて、必要に応じて修理等を行っている。また、日常の保育の中で事故に結びつく恐れのある状況があった場合は、ヒヤリハット報告書に記録して職員間で情報共有を図り、事故発生予防に取り組んでいる。

食物アレルギー対応マニュアルが整備されており、入園時に保護者に確認して食物アレルギーのある場合は医療機関を受診してもらい、医師の診断により作成された生活管理指導表を基に保護者と相談しながら与薬や食事提供等の対応をしている。食物アレルギー対応については、園長・主任・担任・保護者・調理員・市の管理栄養士が集まって話し合い、保護者の同意の上で除去食や提供方法等の対策について決めている。除去食を提供する際は、専用の食器を使用し、トレイに名札を載せ食べる寸前まで普通食と別の場所に置いておき、調理員・担任・園長が誤食のないよう確認を行っている。また、職員全員に食物アレルギー対応について周知しているほか、他の子どもたちにも除去食について説明し混乱のないようにしている。

職員は、衛生管理マニュアルを確認しながら、日々水周りの消毒や調理室内の清掃・消毒を行っている。毎年、調理員・業務員・園長が衛生研修に参加し、消毒方法の確認や衛生管理について学習し、職員に伝達も行って園内の衛生管理の徹底に努めている。

2 職員の資質向上

| | 第三者評価結果 |
|--|---------|
| IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。 | ①・b・c |
| IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。 | ①・b・c |
| IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。 | a・②・c |
| IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。 | ①・b・c |
| IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。 | ①・b・c |
| IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。 | a・②・c |
| IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。 | a・②・c |
| IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。 | a・②・c |
| IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 | a・②・c |
| IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。 | a・②・c |
| IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。 | ①・b・c |

評価所見

保育の質の向上のための取り組みとしては、毎年2回、「自己評価チェックリスト」に基づく自己評価が実施されている。職員全員が自己評価を実施し、園内研修の場で園としての課題をまとめ改善に取り組むという体制が整備されている。

最近の課題としては、「子どもに伝わるように話をする」「様々な楽器に触れさせる」「地域への情報発信の必要性」などが挙げられている。そのための具体的改善策の一つとして、道路沿いに地域住民向けの掲示板を設置して、近隣住民に連絡が必要とされる行事予定等を掲示している。改善に向けての迅速な行動力は見られるが、改善策の明文化と改善計画が作成されていないため進捗状況の確認ができないので、改善計画を作成して改善策を確実に実践することが期待される。第三者評価については今回が初めての受審であり、全職員参加で取り組んでいる。自己評価作業での気づき、改善策の実践が質の向上につながることを期待したい。

必要な人材や人員体制については、「いりふね保育園運営規程」に明記されている。職務分担表・職員名簿により基準を満たす人数が確保されていることが確認されるが、正規の職員の比率が臨時職員より低い状況となっている。

人事考課に関しては、正規職員に対しては「人事評価表」による評価および上司による面接が実施されている。評価は業績評価、態度・能力評価といった項目から構成され、本人による自己評価と上司の評価が実施され、結果についてはフィードバックされ職員の意識向上に繋がっている。臨時職員の人事考課については、園長による面談・ヒアリングが実施されている。

職員の就業状況については、有給休暇取得状況把握、時間外命令簿により就労状況を確認するとともに、必要に応じて個人面談も行っている。しかし、休暇取得については、現在思うように取得することが難しい状況となっており、職員アンケートの結果からも就業状況の改善が不十分という面が見られる。

職員の福利厚生や健康対策としては、現状は定期的な健康診断、婦人検診が主となっている。働きやすい職場の雰囲気やコミュニケーションに関しての職員アンケートでは、「できていないところがある」との回答が多く、職員の余暇活動支援も含めて職場環境の充実に向けての検討を図ることが期待される。

職員の資質向上のための取り組みとしては、外部研修および園内研修を含めた年度研修計画

が策定されており、平成27年度は約30件の研修が予定されている。研修後には復命書として報告書を提出するほか、職員会議の場で研修報告を行い研修内容の共有化を図っている。しかし、資質向上についての指針となる基本姿勢を明示したものがなく、また、研修計画も職員一人ひとりについて立案するような内容にはなっていない。今後は、職員に求める基本的姿勢や専門性を事業計画等の中で明示するとともに、職員一人ひとりについて、これまでの研修履歴や不足している分野を抽出し、経験年数・専門分野・本人の意向等を踏まえた研修計画の策定が望まれる。また、研修後は成果の評価を行い、課題を明確にして個々の職員のその後の研修計画に反映していくことが望まれる。

実習生の受入れについては、受け入れの流れを示すフローチャートが作成されており、加えて、受入れの意義・学んでほしいこと・担当者・オリエンテーションの進め方について記載した「実習生を受け入れるにあたって」という資料が整備されている。受入れ担当には主任保育士があたり、東京および栃木県南地区の学校から実習生が訪れている。

3 運営・管理、社会的責任

| | 第三者評価結果 |
|---|---------|
| IV-17 中・長期計画が策定されている。 | (a)・b・c |
| IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 | (a)・b・c |
| IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。 | (a)・b・c |
| IV-20 事業計画が職員に周知されている。 | (a)・b・c |
| IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。 | (a)・b・c |
| IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。 | (a)・b・c |
| IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。 | (a)・b・c |
| IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。 | a・(b)・c |
| IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。 | (a)・b・c |
| IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。 | (a)・b・c |
| IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a・(b)・c |
| IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。 | a・(b)・c |
| IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。 | (a)・b・c |
| IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。 | (a)・b・c |
| IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。 | (a)・b・c |
| IV-32 外部監査が実施されている。 | a・b・(c) |
| IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。 | a・(b)・c |

評価所見

公立保育園ということもあり、中・長期的な計画は栃木市で策定されている。「栃木市保育所整備基本計画」（平成25年3月策定）には、保育所の現状、各地域の状況、保育所整備の基本的な考え方、そして具体的な整備計画がまとめられている。整備計画の一つとして、「いりふね保育園」と「そのべ保育園」の新設統合が挙げられており、子ども達が心地よく過ごすための物的環境の充実が期待される。また、「栃木市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月策定）が策定され、子育て支援の計画的な推進が実施されている。

事業計画については、体系的にまとめたものはないが、年度初めに、行事計画・研修計画・避難消火訓練年間計画・交通安全計画などが職員参画のもとで作成されている。

行事予定表は、月ごとの行事名に加えて、担当者・使用する曲名まで決められており、また、個別の行事实施計画書は、活動内容、準備、配慮点に加えて反省・評価までを含めた内容となっており、レベルアップに向けての積極的な取り組みが窺える。毎年9月には、次年度の事業計画の推進に向けての予算申請が、職員の意向を聞く形で行われている。

保護者への情報提供としては、毎月、「園だより」「クラスだより」が発行されており、避難消火訓練・地域のスポーツ大会参加なども含めた行事予定、今月の保育目標、衛生面での注意事項、各クラスの活動状況などが詳細に伝えられている。また、保護者会（いりふね保育会）の総会の場で、園としての運営方針や重点課題等について説明するなど、事業計画についての理解を深める取り組みが実施されている。

利用者満足の向上を意図した取り組みとしては、保護者参加の納涼祭や運動会実施後にアンケート調査を行い、意見を求め集計し、その結果を次の活動に活かしている。また、保護者からの相談については、朝の受付当番、担任、主任、園長が直接または連絡帳や電話により相談を受けており、相談内容とその回答については、相談記録として残されている。

個人情報保護については、守秘義務も含めたマニュアル整備がなされているが、プライバシー保護（保育の場面に応じた子どものプライバシー保護など）についてのマニュアル整備と職員への周知が不十分である。

苦情解決については、苦情解決マニュアルが整備されるとともに、重要事項説明書において、第三者委員も含めた相談窓口を明記している。苦情を受けた場合は、苦情受付簿に記入し対応策を保護者にフィードバックする仕組みが出来上がっているが、今までは苦情等の申し立てはない。

園長の役割と責任については、職務分担表で文書化するとともに、職員会議の場で自らの役割・責任・自分の取り組み方針を表明している。法令順守に関しては、園長は研修会等に参加し、職員会議での共有が図られているが、幅広い分野について順守すべき法令等を把握しリスト化するなどの取り組みが必要である。

園長としての、保育の質の向上のための取り組みとしては、年に2回の自己評価チェックリストの結果に基づく直接的な指導が挙げられるが、「十分指導しきれないところがある」ということでもあり、改善のための具体的な体制の構築と、自らもその活動へ積極的に参画するなどの取り組みが必要である。

業務の効率化と改善に向けての取り組みとしては、毎月の職員会議および園内研修を2本の柱として、課題の発見と対応について迅速な運用が図られている。

事業経営をとりまく環境把握に関しては、「栃木市保育所整備基本計画」（平成25年3月策定）に見られるように、保育所の現状、各地域の状況等が行政の方で的確に把握されており、園長会議や栃木市からの連絡により園側に伝えられている。

予算の収支については定期的に確認を行い、職員会議の場で今後の見通しを伝え、大切にしながら必要な物も優先順位を考えながら購入するなど節約に努めている。

行政による指導監査が実施されており経営上の改善課題を発見する仕組みは構築されているが、外部監査は実施されていない。

保護者からの意見等に対しては、園内に「意見箱」が設置されているが投書の実績はない。保護者からの意見・提案から保育園の改善課題を発見し質の向上へ結び付ける仕組み作りを目指して、対応マニュアルの整備が期待される。